

平成22年度 公の施設の指定管理者監査結果(指摘事項)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
 2 監査対象 楠町商工会
 市民文化部楠総合支所(指定管理に関する事務の所管課)
 3 監査実施期間 平成23年2月3日
 4 監査結果報告 平成23年3月31日

監査の結果(指摘事項)

措置(具体的内容)・対応状況

【楠町商工会】

<p>(1)現金等の管理について ア 四日市市楠福祉会館や四日市市楠防災会館の貸館受付業務などの収入事務について、現金出納簿で記録しているが、その出納記録に一部誤りが見受けられたので、正確に記録するよう改めるとともにチェック体制を強化すること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成23年 4月 1日 利用料金の收受については、担当者において領収書の発行及び現金出納簿への記帳を行い担当者印を押印するとともに、日計処理について、責任者がチェックし、確認印を押印することとしました。</p>
<p>(1)現金等の管理について イ 収納金の金融機関への払い込みの間隔が3～4日であり、金額も3万円を超える日があったことから、現金の保管体制を改善すること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成23年 4月 1日 金融機関への入金は、毎日午後5時に管理責任者、不在の場合は次席責任者が行き、手許現金は2万円以内としました。 なお、金融機関の休業日については、金庫で保管のうえ、翌営業日に必ず入金することとしました。</p>
<p>(2)支出事務について イ 四日市市楠福祉会館の支出事務に過払いが発生していたので、正確な事務処理を行うよう改めるとともに支出事務を審査するチェック体制を強化すること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成23年 4月 1日 出金時に伝票、請求書及び帳簿(過去において支払いがなされていないか)の突合を管理責任者、不在の場合は次席責任者が行き、金額等の確認を行うこととしました。</p>

【市民文化部楠総合支所】

<p>(1)指定管理料の支払時期について 四日市市楠福祉会館・四日市市楠防災会館の指定管理料の支払方法については、年度協定書、管理業務仕様書により部分払3回以内及び完了払となっているが、指定管理料の初回支払いが7月となっており、それまでの間、指定管理者が借入金で資金繰りしている状況が見受けられた。初回支払いを適切な時期に行うよう改めること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成23年 5月18日 各年度協定書において第1回目の指定管理料の支払いについては、年度業務開始直後としていることから、年間事業計画書の確認後、請求書が提出され次第直ちに支払うことを確認し、平成23年度においては、5月18日に初回の支払いを行いました。</p>
--	--

平成22年度 公の施設の指定管理者監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
楠町商工会
市民文化部楠総合支所(指定管理に関する事務の所管課)
- 3 監査実施期間 平成23年2月3日
- 4 監査結果報告 平成23年3月31日

監査の結果(所見)

措置(具体的内容)・対応状況

【楠町商工会】

<p>共通(1)適正な事業収支計画の作成について 指定管理者の指定で、請負契約のような扱いをしているように見受けられるが、事業者が公の施設を管理する意欲を維持向上できるよう、施設の利用者増や収入増が見込める制度設計を行うべきものであり、適正な事業収支計画に基づいて管理運営が行われなければならない。 事業収支は、指定管理者によって良質なサービスが継続的、安定的に提供されているかについて、収支の状況等を通じて、事業計画と実績との比較等により定量的に評価できるものである。公正で、安定的かつ継続的に事業を実施できるよう、市と指定管理者において人件費、事業費、一般管理費など必要経費と利益を精査し、適正な事業収支計画の作成に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成23年 9月30日 楠福祉会館及び楠防災会館は、地域社会づくりのためのコミュニティの形成や生活文化の向上の拠点であるとともに、災害発生時には避難所として住民の安全を守る施設としての使命を持っております。 より多くの市民にご利用いただくことは、健全な経営を維持するためにも必要であり、アンケート等による利用者の意見を参考に、過去の実績を踏まえた事業計画と事業収支計画を組むことが求められます。 利用者数が減少の傾向にあり、利用率が大きな伸びを見せていない状況にあることから、楠地区外の市民に対する施設のPRの強化と市民のニーズに対応した自主事業を計画するなど、指定管理者として安定的な管理運営が図れるよう、今後も市と協議を行ってまいります。</p>
<p>(1)会議費について 会議費の支出において飲食代を支出している事例が見受けられるが、会議費の支出基準の設定について検討すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】 平成23年 4月 1日 会議費の支出基準は商工会の費用弁償基準に準じた範囲内のものであるが、今後は、最少必要な事務経費の支出に留め、費用弁償基準外の扱いとします。</p>
<p>(2)貸館利用のルール徹底について 貸出施設の中で、利用者が用具等のあと片付けをせず、次の利用者の使用に支障をきたしている状態が見受けられた。利用者に対し用具等の使用後は、一定の保管場所に整理整頓するよう、貸館利用のルールを徹底すること。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成23年 9月30日 楠福祉会館の教養娯楽室1・2・3については、高齢者の憩いの場や地域住民の交流の場として、午前及び午後を無料貸館施設として利用者へ提供しております。利用者に対しましては、使用後の整理整頓についてご協力をお願いしておりますが、徹底されていない点がありましたため、利用者には使用後の報告をお願いし、指定管理者が点検を行うなどの対応を行うこととしました。</p>

<p>(3)施設の利用増への取り組みについて 自主運営事業を年々増やすなど、利用促進のための取り組みを実施しているが、制度導入前と比較すると利用者の増加は見られるものの、平成19年度以降は、減少傾向が見られる。利用者アンケートの結果及び利用実績の統計を分析し、それを踏まえて自主運営事業等を実施するとともに、積極的に施設のPRにも努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成23年 9月30日 楠福祉会館は、ホールの利用率が大きなウエイトを占めており、全体の利用率と利用者数に影響を与えています。また、ホールにおける営利目的での利用率が年々減少し、平成21年度は0%(平成22年度は0.5%)となっていることから、営利目的によるホールの利用率の向上が課題と考えております。 利用者の意見や他施設(文化会館など)の事業状況を参考にホールを利用した自主事業を企画する一方で、民間の企画やイベントを誘導するなどの対応を図りたいと思います。</p>
---	--

【市民文化部楠総合支所】

<p>共通(1)適正な事業収支計画の作成について 指定管理者の指定で、請負契約のような扱いをしているように見受けられるが、事業者が公の施設を管理する意欲を維持向上できるよう、施設の利用者増や収入増が見込める制度設計を行うべきものであり、適正な事業収支計画に基づいて管理運営が行われなければならない。 事業収支は、指定管理者によって良質なサービスが継続的、安定的に提供されているかについて、収支の状況等を通じて、事業計画と実績との比較等により定量的に評価できるものである。公正で、安定的かつ継続的に事業を実施できるよう、市と指定管理者において人件費、事業費、一般管理費など必要経費と利益を精査し、適正な事業収支計画の作成に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成23年 9月30日 指定管理者において公の施設を適正かつ効果的に管理運営が行われるためには、基本協定書、年度協定書及び業務仕様書に基づき業務が履行されるとともに、施設の利用促進を図るために利用者のニーズに即した自主事業の実施が必要となり、これらが適正に執行されるよう指導しなければならないと考えます。 また、指定管理業務にかかる事業収支計画は経営に大きな影響を及ぼすことから、前年度の事業収支状況等を参考に綿密に計画を立てる必要があり、市としても指定管理者の意欲向上が図られるよう協議のうえ指導を行います。</p>
<p>(1)利用料金収入手続きの牽制について 利用料金収入は、指定管理料の算定基礎のひとつであるため、月次の業務報告書で書類上確認するだけでなく、利用料金の管理について、何らかの牽制方法を検討すること。【検討事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成23年 4月21日 指定管理者から提出される業務報告書(毎月)に基づき、調整会議または実地確認により月毎の業務実施状況及び収支状況を確認することとしました。</p>
<p>(2)物品管理について 指定管理者に貸付けている備品について、数量の多いものは番号をつけて使用前後に数量の確認が容易に行えるようにするなど適正な備品管理に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成23年 4月 1日 指定管理業務に必要な市からの貸出備品については、定期的な点検・確認を義務付けているが、施設利用者及び指定管理者において使用後の確認がし易くなるよう、机及び椅子等数量の多い備品については、整理番号を付けるよう指定管理者に指示しました。</p>